

寒河江市告示第24号

寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）第6条第1項の規定により、次の者を寒河江市指定下水道工事店として指定するので、同条例第6条の3第2項の規定により告示する。

令和 6年 4月30日

寒河江市長 佐藤 洋樹

寒河江市指定下水道工事店

指定番号	指定工事店名	代表者氏名	営業所所在地	指定期間
214	港屋商事株式会社	代表取締役 宇佐美 剛	西村山郡河北町谷地 字月山堂644	令和6年5月1日から 令和11年4月30日まで